

▲ 3 G サービス契約約款 別表

別表 1	営業区域	2
別表 2	付加機能	7
別表 3	新聞社等の基準	7
別表 4	通信の優先的取扱いに係る機関名	8

別表1 営業区域

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、札幌市、士別市、砂川市、滝川市、伊達市、千歳市、苫小牧市、名寄市、根室市、登別市、函館市、美唄市、深川市、富良野市、北斗市、三笠市、室蘭市、紋別市、夕張市、留萌市、稚内市
東北地区	青森県	青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、十和田市、八戸市、平川市、弘前市、三沢市、むつ市
	秋田県	秋田市、大館市、男鹿市、潟上市、鹿角市、北秋田市、仙北市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
	岩手県	一関市、奥州市、大船渡市、釜石市、北上市、久慈市、滝沢市、遠野市、二戸市、八幡平市、花巻市、宮古市、盛岡市、陸前高田市
	山形県	尾花沢市、上山市、酒田市、寒河江市、新庄市、鶴岡市、天童市、長井市、南陽市、東根市、村山市、山形市、米沢市
	宮城県	石巻市、岩沼市、大崎市、角田市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、白石市、仙台市、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市
	福島県	会津若松市、いわき市、喜多方市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、田村市、伊達市、二本松市、福島市、南相馬市、本宮市
関東甲信越地区	東京都	東京23区、昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
	神奈川県	厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、川崎市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、大和市、横須賀市、横浜市
	千葉県	旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳

		市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市
	埼玉県	上尾市、朝霞市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、さいたま市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、秩父市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、羽生市、飯能市、東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
	茨城県	石岡市、潮来市、稲敷市、牛久市、小美玉市、笠間市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、桜川市、下妻市、常総市、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、那珂市、行方市、坂東市、常陸太田市、常陸大宮市、日立市、ひたちなか市、鉾田市、水戸市、守谷市、結城市、龍ヶ崎市
	栃木県	足利市、宇都宮市、大田原市、小山市、鹿沼市、さくら市、佐野市、下野市、栃木市、那須烏山市、那須塩原市、日光市、真岡市、矢板市
	群馬県	安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、渋川市、高崎市、館林市、富岡市、沼田市、藤岡市、前橋市、みどり市
	山梨県	上野原市、大月市、甲斐市、甲州市、甲府市、中央市、都留市、韮崎市、笛吹市、富士吉田市、北杜市、南アルプス市、山梨市
	長野県	安曇野市、飯田市、飯山市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、須坂市、諏訪市、千曲市、茅野市、東御市、中野市、長野市、松本市
	新潟県	阿賀野市、糸魚川市、魚沼市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、佐渡市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、新潟市、見附市、南魚沼市、妙高市、村上市
東海地区	愛知県	愛西市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、刈谷市、蒲郡市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、新城市、瀬戸市、高浜市、田原市、知多市、知立市、津島市、東海市、常滑市、豊明市、豊川市、豊田市、豊橋市、長久手市、名古屋市、西尾市、日進市、半田市、碧南市、みよし市、弥富市

	静岡県	熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、磐田市、御前崎市、掛川市、菊川市、湖西市、御殿場市、静岡市、島田市、下田市、裾野市、沼津市、浜松市、袋井市、藤枝市、富士市、富士宮市、牧之原市、三島市、焼津市
	岐阜県	恵那市、大垣市、海津市、各務原市、可児市、岐阜市、郡上市、下呂市、関市、高山市、多治見市、土岐市、中津川市、羽島市、飛騨市、瑞浪市、瑞穂市、美濃加茂市、美濃市、本巣市、山県市
	三重県	伊賀市、伊勢市、いなべ市、尾鷲市、亀山市、熊野市、桑名市、志摩市、鈴鹿市、津市、鳥羽市、名張市、松阪市、四日市市
北陸地区	富山県	射水市、魚津市、小矢部市、黒部市、高岡市、砺波市、富山市、滑川市、南砺市、氷見市
	石川県	加賀市、金沢市、かほく市、小松市、珠洲市、七尾市、野々市市、能美市、羽咋市、白山市、輪島市
	福井県	あわら市、越前市、大野市、小浜市、勝山市、坂井市、鯖江市、敦賀市、福井市
関西地区	大阪府	池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、大阪市、貝塚市、柏原市、交野市、門真市、河内長野市、岸和田市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、高石市、高槻市、大東市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	兵庫県	相生市、明石市、赤穂市、朝来市、芦屋市、尼崎市、淡路市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、神戸市、三田市、宍粟市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、丹波篠山市、丹波市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	京都府	綾部市、宇治市、亀岡市、木津川市、京田辺市、京丹後市、京都市、城陽市、長岡京市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、向日市、八幡市
	滋賀県	近江八幡市、大津市、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、東近江市、彦根市、米原市、守山市、野洲市、栗東市
	奈良県	生駒市、宇陀市、橿原市、香芝市、葛城市、五條市、御所市、桜井市、天理市、奈良市、大和郡山市、大和高田市

	和歌山県	有田市、岩出市、海南市、紀の川市、御坊市、新宮市、田辺市、橋本市、和歌山市
中国地区	広島県	安芸高田市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、庄原市、竹原市、廿日市市、東広島市、広島市、福山市、府中市、三原市、三次市
	岡山県	赤磐市、浅口市、井原市、岡山市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、新見市、備前市、真庭市、美作市
	山口県	岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、下関市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、柳井市、山口市
	島根県	出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市、松江市、安来市
	鳥取県	倉吉市、境港市、鳥取市、米子市
四国地区	香川県	観音寺市、坂出市、さぬき市、善通寺市、高松市、東かがわ市、丸亀市、三豊市
	愛媛県	今治市、伊予市、宇和島市、大洲市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、新居浜市、松山市、八幡浜市
	高知県	安芸市、香美市、高知市、香南市、四万十市、宿毛市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市、室戸市
	徳島県	阿南市、阿波市、小松島市、徳島市、鳴門市、美馬市、三好市、吉野川市
九州地区	福岡県	朝倉市、飯塚市、糸島市、うきは市、大川市、大野城市、大牟田市、小郡市、春日市、嘉麻市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、直方市、福岡市、福津市、豊前市、みやま市、宮若市、宗像市、柳川市、八女市、行橋市
	佐賀県	伊万里市、嬉野市、小城市、鹿島市、唐津市、神埼市、佐賀市、多久市、武雄市、鳥栖市
	長崎県	壱岐市、諫早市、雲仙市、大村市、五島市、西海市、佐世保市、島原市、対馬市、長崎市、平戸市、松浦市、南島原市
	熊本県	阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、熊本市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市、八代

	市、山鹿市
大分県	宇佐市、臼杵市、大分市、杵築市、国東市、佐伯市、竹田市、津久見市、中津市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、別府市、由布市
宮崎県	えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市、宮崎市
鹿児島県	姶良市、阿久根市、奄美市、伊佐市、出水市、いちき串木野市、指宿市、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、志布志市、曾於市、垂水市、西之表市、日置市、枕崎市、南九州市、南さつま市
沖縄県	石垣市、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、宮古島市

備考

- 1 上記都市以外の地域（当社が別に定めるわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）であっても通信を行うことができる地域については、これをその周辺の当社が指定する営業区域に含めるものとします。
- 2 上記都市内であっても、市街地以外の地域では、通信を行うことができないことがあります。
- 3 周波数帯が異なる電波を使用する営業区域があります。
- 4 通信を行うことができる地域のうち一部の地域については、特定の期間に限り通信を行うことができます。
- 5 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により無線基地局設備の移設等を行うことがあります。この場合、営業区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 6 電気通信回線の一部に通信衛星が利用されている場合は、太陽雑音又は降雨等により一時的に通信を行うことができないことがあります。

別表2 付加機能

種 類	提供条件
国際ローミング機能	

別表3 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含みます。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限ります。）
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別表4 通信の優先的取扱いに係る機関名

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表3に定める基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関